

飯塚市移動等円滑化促進方針推進協議会設置要綱

令和3年3月5日

飯塚市告示第53号

(設置)

第1条 飯塚市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)(以下「移動等円滑化促進方針」という。)の推進について広く意見を聴取するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の4の規定に基づき、飯塚市移動等円滑化促進方針推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 移動等円滑化促進方針の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障がい者団体において選出された者
- (3) 法第2条第4号に規定する公共交通事業者等から選出された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 福岡県飯塚警察署の職員
- (6) 市の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の意見を取りまとめる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。